

◎新潟県訓令第15号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加え、次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（勤務時間等の特例）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 所属長は、前項の規定により勤務時間等の割振りを行う場合は、あらかじめ<u>総務部長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、所属長（<u>総務部</u>の所属長を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる場合には、あらかじめその所属する部の部長（新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）第165条第1項に規定する部長をいう。以下同じ。）又は地域振興局長の承認を得て第1項の規定による勤務時間等の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間等の割振りを行った後、遅滞なく<u>総務部長</u>に報告するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前項の規定により<u>総務部長</u>の承認を得て行った勤務時間等の割振りの軽微な変更をする場合</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、別表第1号の2に掲げる業務を行う場合には、<u>総務部長</u>の承認を得ないで、第1項の規定による勤務時間等の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間等の割振りを行った後、速やかに<u>総務部長</u>に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（職員の仕事と生活の調和を推進するための勤務時間の特例）</p> <p>第2条の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 所属長は、第1項の規定により、始業及び終業の時刻を特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ<u>総務部長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例）</p>	<p style="text-align: center;">（勤務時間等の特例）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 所属長は、前項の規定により勤務時間等の割振りを行う場合は、あらかじめ<u>総務管理部長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、所属長（<u>総務管理部</u>の所属長を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる場合には、あらかじめその所属する部の部長（新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）第165条第1項に規定する部長をいう。以下同じ。）又は地域振興局長の承認を得て第1項の規定による勤務時間等の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間等の割振りを行った後、遅滞なく<u>総務管理部長</u>に報告するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前項の規定により<u>総務管理部長</u>の承認を得て行った勤務時間等の割振りの軽微な変更をする場合</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、別表第1号の2に掲げる業務を行う場合には、<u>総務管理部長</u>の承認を得ないで、第1項の規定による勤務時間等の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間等の割振りを行った後、速やかに<u>総務管理部長</u>に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（職員の仕事と生活の調和を推進するための勤務時間の特例）</p> <p>第2条の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 所属長は、第1項の規定により、始業及び終業の時刻を特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ<u>総務管理部長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p style="text-align: center;">（職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例）</p>

第2条の3 職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、終業の時刻から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。

別表（第2条関係）

(1)～(12) (略)

(13) 近代美術館における展示等の業務

第2条の3 職員の時間外勤務等の命令をすることを専決する者は、事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻から次に勤務する日の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員について、所属長が公務の運営等に支障があると認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り振るものとする。

2 次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長が指定した職員については、前項中「事前の時間外勤務等の命令に係る勤務の終了時刻」とあるのは、「終業の時刻」とする。

(1) 1月当たりの時間外勤務が60時間以上見込まれること。

(2) おおむね1週間以上にわたり、かつ、長時間の時間外勤務が見込まれること。

別表（第2条関係）

(1)～(12) (略)